

「第2次山梨県環境基本計画(中間見直し)」の概要について

1 計画策定の趣旨

- 平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行
- 県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 計画期間

- 平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までの10年間
- 国の第5次環境基本計画の策定(平成30(2018))などの情勢の変化を踏まえ、本計画を見直し

3 計画の基本目標

「県民の環(わ)で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」
県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指す。

4 目指すべき将来像

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 環境負荷の少ない循環型の地域社会 | 3 安全・安心で快適な生活環境 |
| 2 生物多様性に富んだ自然共生社会 | 4 地球環境の保全に貢献する地域社会 |

5 見直しの背景

- **国内外の状況**
 - ・国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択(H27(2015))
 - ・環境省「第五次環境基本計画」の策定(H30(2018))
 - 「地球温暖化対策計画」の策定(H28(2016))、「気候変動適応法」の制定(H30(2018))
 - 「プラスチック資源循環戦略」の策定(R1(2019))
- **本県の状況**
 - ・家庭から排出するごみの量(1人1日当たり) 目標:550g(R2) 現状:599g(H28)
 - ・温室効果ガス総排出量 目標:5,815千t-CO2(R2) 現状:6,489千t-CO2(H26確定値)
 - ・レッドデータブックの改訂(H30)
 - ・やまなしエネルギービジョンの策定(H28)
- **今後、取り組むべき課題**
 - ・廃棄物の減量化と循環利用の推進
 - ・生物多様性に富んだ自然環境の保全
 - ・環境負荷が少なく災害にも強いエネルギー社会の構築
 - ・環境と経済の好循環による持続可能な社会の構築

6 見直しのポイント

- ① プラスチックごみや食品ロスの削減、災害廃棄物処理等、新たな課題に対応するための施策の充実
- ② 本県の豊かな自然環境を保全するための施策の充実(生物多様性地域戦略)
- ③ クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の充実
- ④ 自然環境の保全と地域資源の活用を両輪とした施策の効果的な実施
- ⑤ SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を活用した施策の展開と多様な主体とのパートナーシップの強化

7 施策の体系と内容

<環境の保全と創造のための施策>

1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

- (1)生活様式等の転換の促進
新 プラスチックごみ削減対策の推進
- (2)資源の循環的な利用の促進
新 食品ロス削減の推進
- (3)廃棄物の適正処理の推進
新 災害時における適正・迅速な廃棄物処理の実施

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

- (1)大気汚染の防止
- (2)水質の保全
- (3)化学物質による環境汚染の防止
- (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- (5)放射性物質の監視
- (6)魅力ある景観づくり

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

- (1)新 豊かな生物多様性を保全・再生する取組の推進
- (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進
- (3)新 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進
- (4)新 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進

4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

- (1)地域温暖化の防止
新 気候変動対策の推進
- (2)クリーンエネルギーの導入促進
新 水素エネルギーの利用促進
- (3)オゾン層の保護対策の推進

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

- (1)多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進
新 エネルギー教育の推進
- (2)人材の育成・活用
- (3)環境に関する活動の展開
- (4)協働取組の促進

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
- (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
- (3)国際協力の推進
- (4)新 ICTの活用

8 計画の推進

<推進体制>

- ・「健やか・快適環境創造本部」を中心に全庁一体となって取組を推進
- ・県民、民間団体、事業者、市町村などあらゆる主体と連携・パートナーシップを強化するとともにSDGsの考え方を活用し効果的に施策を推進

<進行管理>

- ・PDCAサイクルにより進行管理を行うとともに、取組状況を毎年度公表

<重点的に取り組む施策>

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- (1)多様な自然環境の保全
- (2)優れた景観の保全
- (3)富士北麓の不法投棄対策の推進

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

- (1)森林の多面的機能の発揮の促進
新 県産材利用拡大の推進
新 災害に強い森づくりの推進
- (2)森林環境教育の推進
- (3)緑化の推進
- (4)ふれあいの機会の提供

重点3 持続可能な水循環社会づくり

- (1)健全な水循環の維持
- (2)水循環の保全
- (3)ふれあいの機会の提供
- (4)新 水を生かした地域づくり

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- (1)美しい景観の保全・整備の促進
- (2)環境の保全に資する農業の促進

重点5 廃棄物の発生抑制等の推進

- (1)発生抑制に関する役割や取組の明確化
- (2)不法投棄対策等の推進
新 プラスチックごみ削減対策の推進

重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

- (1)野生鳥獣の保護管理の推進
- (2)鳥獣害防止対策の強化

重点7 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

- (1)クリーンエネルギーの導入促進
新 水素エネルギーの利用促進
- (2)省エネルギー対策